

味噌の特定原材料検査（小麦）における大麦の影響について

一色 博, 竹川雄太, 林 克弘, 志村恭子

Effect of Barley on Detection of Allergic Substances (Wheat) in Miso

Hiroshi ISSHIKI, Yuta TAKEKAWA, Katsuhiro HAYASHI and Kyoko SHIMURA

本県では過去の特定原材料（小麦）の収去検査において、味噌で ELISA 法によるスクリーニング検査陽性、確認試験（PCR 法）陰性となる事例が発生している。消費者庁通知では、ELISA でスクリーニングを実施し、確認試験は PCR により実施することになっている。検査で用いる市販の小麦 ELISA キットは大麦等の麦類に交差性があり、大麦を使用した一部の味噌の検査ではスクリーニング検査陽性となる可能性が非常に高く、確認検査の実施を余儀なくされる。一方、確認試験では小麦遺伝子のみを対象とした PCR を行うため、ELISA の陽性が大麦等いずれの麦類の交差反応が原因であるかの特定には至らない。そこで、本研究では、市販の味噌および小麦不使用で大麦を使用して試作した味噌を用いて、DNA の抽出法の確認および大麦検出用プライマーにより PCR を行い、大麦遺伝子の抽出について検証した。その結果、味噌からの麦類 DNA 抽出には通知法のイオン交換樹脂タイプキットより QIAGEN 製 DNeasy[®]mericon[™]Food が有効であり、それを用いて確認を行なったところ、味噌の仕込みに使用される大麦由来原材料により交差反応が起こることが示唆された。

キーワード：特定原材料、ELISA、小麦、大麦、偽陽性反応、PCR

はじめに

近年、食品アレルギーを有する患者数は増加する傾向にあり、2012 年には学校給食でも死亡事例が発生した。平成 13 年には食品衛生法が改正され、アレルギー発症例の多い乳、卵、小麦およびアナフィラキシーショックを起こす可能性が高く¹⁾ 重篤な症状を示すそば、落花生を特定原材料として表示が義務付けられた。²⁾ その後、平成 20 年に、えび・かにが特定原材料に追加された。³⁾ 食品にはこれら特定原材料がさまざまな形で含まれるので、食品へのアレルギー表示および製造過程における管理が重要となっている。⁴⁾

これら特定原材料の試験方法は、現在、

消費者庁通知⁵⁾で定められ、スクリーニング検査を ELISA 法で実施し、確認検査を、乳、卵はウエスタンブロット法、それ以外の特定原材料は PCR 法で実施することになっている。

当研究所では 2009 年度および 2010 年度の特定原材料（小麦）を目的とした食品収去検査において、味噌が 6 検体あり、そのうち豆味噌の 4 検体がスクリーニング検査陽性であったが、確認検査（PCR 法）ではすべて陰性となった。これら味噌の原材料表示には、小麦の ELISA 法で交差性を有し、偽陽性と判定される大麦等の表示はなかった。

味噌の製造方法では、麹に大麦を使用したり、風味づけとして大麦や小麦の麩（ふ

すま) 等を微量ではあるが使用する場合もあるので、味噌に使われている全ての材料を表示から読み取ることはできない。

また、ELISA 検査キットのメーカーが公表している偽陽性反応の情報には、大麦、ライ麦、麦芽等を含む多くの原材料および加工品について示され、大麦、ライ麦、麦芽等の交差性も記されているが味噌については記載がない。⁶⁻⁸⁾

そのため、大麦を使用した一部の味噌の検査では交差性により、特定原材料(小麦)のスクリーニング検査陽性となる可能性が非常に高く、通知で定められた製造記録の確認等において小麦が使用されていなくても、確認検査の実施を余儀なくされる。

一方、確認検査では小麦遺伝子のみを対象とした PCR を行うため、ELISA の陽性が大麦等いずれの麦類の交差反応に起因するかの特定には至らない。

また、検査試料からの DNA 抽出の成否については、植物検出用プライマーによる PCR の増幅により確認を行っているが、味噌のような発酵食品では、原材料の種類や配合量および製造方法の違い等により DNA の分解度合いが異なる⁹⁾と考えられる。小麦あるいは交差性のある麦類の DNA がどの程度抽出できているかの確認を行うことで、交差性のある麦類が検出されれば、製造業者への指導等にも貢献できると考えている。

本研究では、過去の食品収去検査の中から味噌に着目し、市販の味噌および小麦不使用で大麦を使用して試作した味噌を用いて、スクリーニング検査および確認検査を行い、大麦の影響および DNA 抽出について検証した。

また、給食施設、食品製造工場等、多くの現場で使用されているイムノクロマトを用いた簡易検査法の麦類交差性についても報告する。

方 法

1. 試料

市販味噌は豆味噌、米味噌、麦味噌お

よび調合味噌を量販店および地場産品取扱店から購入した。試作味噌は、市販大豆、塩および使用原材料が確認できる麹を用いて一般的な味噌の仕込み方法により作製した。

また、味噌の成熟に伴う大麦による交差反応物質の消長を見るために、試作味噌の仕込みはじめに 2 %程度の大麦由来の香煎(主に大麦を炒った粉末)、大麦麩および小麦麩を添加し、味噌の熟成途中(仕込み直後、62日目および103日目)でサンプリングしたもの用いた。

2. 試薬

1) ELISA 法によるスクリーニング検査
検査キットは、(株)森永生科学研究所製モリナガ FASPEK 小麦測定キット(グリアジン)および日本ハム(株)製 FASTKIT エライザ Ver. II 小麦を使用した。

2) DNA 抽出

QIAGEN 製 QIAGEN Genomic tip 20/G および DNeasy® *mericon™Food* を使用した。

3) PCR による確認検査

AmpliTaq® Gold, PCR Buffer II, MgCl₂ および dNTP はアプライドバイオシステムズ製、植物 DNA 検出用プライマーは(株)ファスマック製、小麦検出用プライマーはオリエンタル酵母工業(株)製、大麦(γ -hordein 遺伝子)検出用プライマーは既報¹⁰⁾の塩基配列により合成したものを使用した。

4) イムノクロマト法簡易検査キット

(株)森永生科学研究所製 ナノトラップ II R 小麦、日本ハム(株)製 FASTKIT スリム 小麦を使用した。

3. 装置

マイクロプレートリーダーは Thermo Scientific 製 Multiskan FC、サーマルサイクラーはアプライドバイオシステムズ製 GeneAmp®PCR System9700、電気泳動装置はコスモバイオ株式会社製 i-Mupid®システムを使用した。

4. 検査方法

- 1) スクリーニング検査および確認検査
消費者庁通知（H22.9.10消食表第286号）⁵⁾（以下、通知法）により行った。
- 2) 大麦DNA抽出およびPCR
DNA抽出は、QIAGEN製 DNeasy[®]mericon[™]Food（以下、mericon法）を用い、大麦のPCR条件は、既報¹⁰⁾の方法により行った。
- 3) 簡易検査
各キットの取扱い説明書により行った。

結果および考察

図1に小麦を対象としたスクリーニング検査で調べた試作味噌の仕込み時に添加した香煎、大麦麹および小麦麹の抗原タンパク質濃度が味噌成熟過程でどのように変化するかを示した。添加した仕込み直後から103日目において、抗原タンパク質は、香煎と大麦麹で約76%に、小麦麹で約27%に減少したが、消滅することはなかった。

表1に味噌の製造で使用する麹、大麦由来の香煎、麹および偽陽性（交差性）を示す可能性のある麦類についてのスクリーニング検査および簡易検査の結果を示した。大麦、はと麦、ライ麦のうち、はと麦は反応がほとんどなかった。通常、豆麹の製造には香煎が使用されているが、今回検討した豆麹（番号5）では香煎が使用されていないために陰性となり、麹の中では麦麹（番号6）のみ反応した。表1における番号1,3,6,7,8のモリナガの簡易検査では、イムノクロマト法の原理上、多量の抗原蛋白が抽出液に含まれる場合に起こる反応性の低下が見られた。⁴⁾味噌からのDNA抽出を検討したところ、通知法のイオン交換樹脂タイプキットを用いたDNA抽出液ではPCRの増幅が見られなかつたが、より短いフラグメントDNAの抽出に適したmericon法¹¹⁾¹²⁾では増幅が確認できた。そこで、本研究ではmericon法によるDNA抽出を行い、確認検査を実施した。図2に味噌原料等のmericon法によるDNA抽出液のPCR結果を

示した。大麦のDNAが検出されたのは、D社製市販豆味噌、大麦、飼料用麦であり、小麦、ライ麦とは明らかに区別できた。

表2に市販の味噌および自家製の試作味噌についてスクリーニング検査および簡易検査を実施し、スクリーニング検査で反応があつたものについて確認検査の結果を示した。豆味噌では8検体中7検体（番号1,2,3,5,7,10,12）で検査キットの検出限界以上となり、うち3検体（番号1,2,3）でスクリーニング検査陽性であった。確認検査の結果、小麦はすべて陰性で、大麦が検出されたものが5検体あった。このうち、豆味噌の4検体は豆麹の製造時に香煎が使用されたと考えられる。また、米味噌1検体（番号15）についてはモリナガのELISAキットで弱い反応があり、製造段階での麦、豆味噌等の混入の可能性が考えられた。なお、試作の自家製味噌については、麦麹使用味噌（番号18）のみモリナガのELISAキットで反応した。簡易検査については、検出下限が5μg/gであることから、番号15のようにELISAの定量値が低いものについては検出されなかつた。図3に味噌のmericon法によるDNA抽出液のPCRを示した。大麦が検出されたのは、大麦由来の香煎を添加した試作味噌、F社製豆味噌、G社製豆味噌、H社製豆味噌、I社製豆味噌の5検体であり、A社製豆味噌、C社製豆味噌、J社製麦味噌、K社製麦味噌、L社製米味噌の5検体からは検出されなかつた。

スクリーニング検査法と簡易検査法の結果を比較すると、スクリーニングに用いたELISAキットのメーカー間の定量値の差が簡易検査の感度にもほぼそのまま反映する結果となつた。

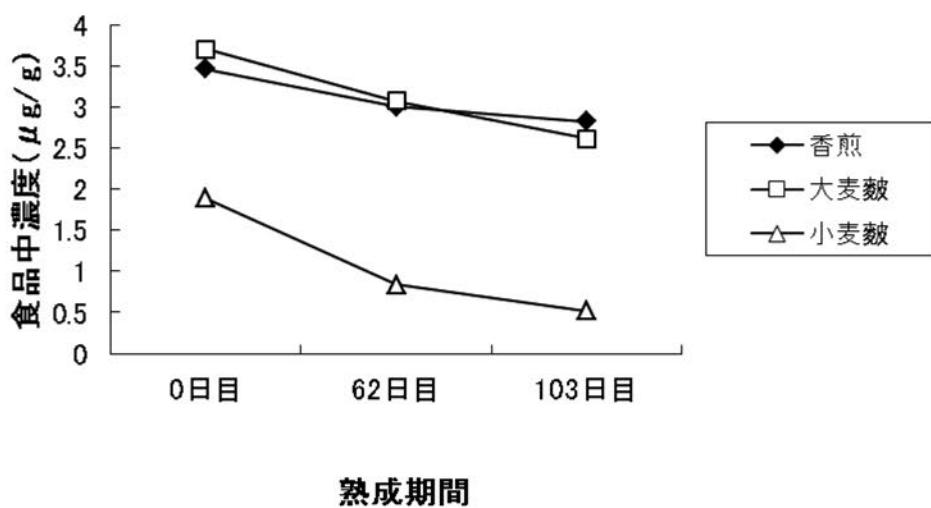


図1 豆味噌の熟成中における抗原タンパク質濃度変

表1 味噌製造原料におけるアレルギー物質（小麦）の反応性

番号	検体	ELISAキットによる定量値(μ g/g)		スクリーニング検査		簡易検査(定性)	
		日本ハム	モリナガ	+	-	日本ハム	モリナガ
1	大麦	9.6	20以上	+	+	±	-
2	はと麦	0.6	0.7	±	*1	-	-
3	ライ麦	20以上	20以上	+	+	±～-	-
4	R社米麹	ND *2	ND	-	/	/	-
5	R社豆麹	ND	ND	-	/	/	-
6	R社麦麹	3.2	14.9	+	-	±～-	-
7	香煎(大麦)	/ *3	20以上	+	+	±	-
8	小麦麩	/	20以上	+	+	±～-	-

*1: ±は通知上陰性; *2: NDは不検出; *3: /は未測定.

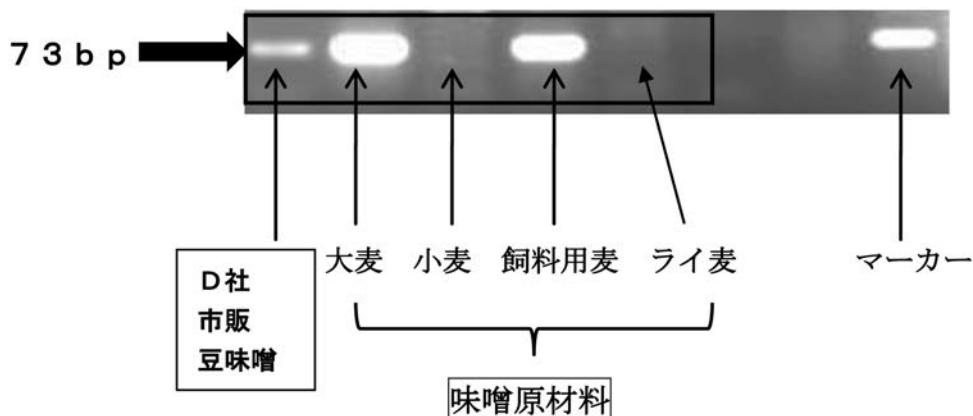


図2 味噌原材料等のmericon法によるDNA抽出液のPCR

表2 各種味噌におけるアレルギー物質（小麦）の検出状況

試料番号	検体	ELISAキットによる定量値(μg/g)		スクリーニング検査		簡易検査		確認検査	
		日本ハム	モリナガ			日本ハム	モリナガ	小麦	大麦
1	A社豆味噌1	14.0	20以上	+	/	/	/	-	/
2	A社豆味噌2	14.2	20以上	+	/	/	/	-	/
3	A社豆味噌3	6.5	20以上	+	-	+	-	-	-
4	B社豆・米調合味噌	3.6	8.9	± ^{※1}	±~-	+	/	※ ³	/
5	C社豆味噌	12.7	14.3	+	-	+	-	-	-
6	C社米味噌	ND ^{※2}	ND	-	/	/	/	/	/
7	D社豆味噌	2.7	10.6	+	±~-	+	-	+	
8	E社豆味噌	ND	ND	-	/	/	/	/	/
9	F社豆・米調合味噌	2.2	9.5	±	-	+	-	+	
10	G社豆味噌	1.3	3.5	±	-	+	-	+	
11	H社麦味噌	4.5	20以上	+	±~-	+	-	+	
12	I社豆味噌	3.1	14.2	+	-	+	-	+	
13	J社麦・豆調合味噌	3.3	18.8	+	-	+	-	-	-
14	K社麦・米調合味噌	2.8	11.7	+	±~-	+	-	-	-
15	L社米味噌	ND	1.6	±	-	-	-	-	-
16	R社米麹使用試作味噌	/	ND	-	/	/	/	/	/
17	R社豆麹使用試作味噌	/	ND	-	/	/	/	/	/
18	R社麦麹使用試作味噌	/	20以上	+	±	+	/	/	/

※¹: ±は通知上陰性; ※²: NDは不検出; ※³: /は未測定.

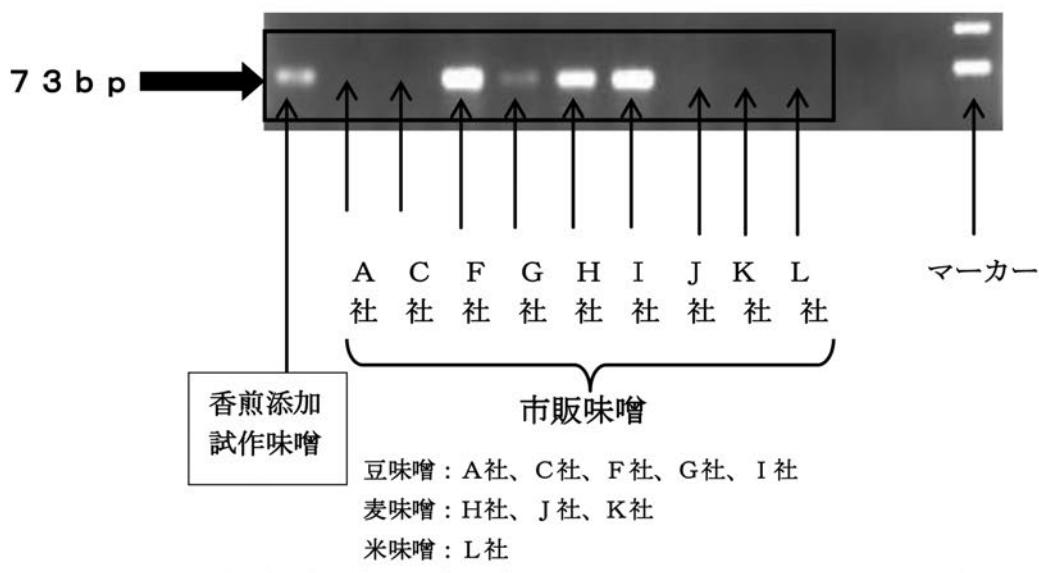


図3 味噌のmericon法によるDNA抽出液のPCR

まとめ

今回、主に量販店等で市販されている各種味噌の特定原材料（小麦）を調査した結果、スクリーニング検査で陽性であったものも、確認検査ではすべて陰性で

あった。また、大麦DNA抽出液のPCRの結果、ELISA法によるスクリーニング検査での偽陽性反応は、大麦に由来する香煎や、麦味噌の原材料としての大麦が原因であると推測された。

イムノクロマト法による特定原材料

(小麦) の簡易検査は食品製造施設等で使用されているが、抗原が多量であると反応性が下がることと、大麦等にも反応することに注意が必要である。また、簡易検査キットは、メーカー間で反応性が異なることから、製造する食品にあわせた簡易検査キットの選定が必要である。

今回、スクリーニング検査で反応があった検体で小麦、大麦とともに検出できなかつた味噌があつたことから、今後は、麦類のDNAを確実に抽出する最適条件を検討するとともに、一部の地域で製造されているような地場産の豆味噌等を調査する必要がある。

文 献

- 1) 海老澤元宏：食物アレルギーについて、
食品衛生研究, Vol. 59, No. 1, 17-25 (2009).
- 2) 平成 13 年 3 月 15 日付け食発第 79 号厚生労働省通知「食品衛生法施行規則及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」。
- 3) 平成 20 年 6 月 3 日付け食発第 0603001 号厚生労働省通知「食品衛生法施行通知の一部を改正する省令の施行について」。
- 4) 布藤 聰：アレルギー食品の検査技術、
食品工業, Vol. 53, No. 6, 43-51 (2010).
- 5) 平成 22 年 9 月 10 日付け消食表第 286 号消費者庁次長通知「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」
- 6) 土井啓利, 高橋美津子, 山本貴之, 柴田治樹：偽陽性反応を低減した特定原材料小麦測定ELISA法の開発及び複数機
関による評価研究, 日本食品化学学会誌, 17, 12-17 (2010).
- 7) モリナガFASPEK特定原材料測定キット：森永生科学研究所ホームページ
(<http://www.miobs.com/product/tokutei/faspek/index.html>).
- 8) 日本ハム中央研究所：特定原材料検査キットFASTKIT Ver. II シリーズホームページ (http://www.rdc.nipponham.co.jp/fastkit/fastkit_elisa.html).
- 9) 萩野賀世, 松本ひろ子, 牛山博文：加工食品中の特定原材料検査（小麦）におけるPCR法の検討、東京都健康安全研究センター研究年報, 59, 149-153 (2008).
- 10) HERNANDEZ, M., T. ESTEVE, M. PLA. : Real-Time Polymerase Chain Reaction Based Assays for Quantitative Detection of Barley, Rice, Sunflower, and Wheat, J. Agric. Food Chem. 53, 7003-7009 (2005).
- 11) 橋本博之, 本郷 猛, 中西希代子, 宮本文夫, 林 千恵子, 石井俊靖：特定原材料検査におけるDNA抽出キット (DNeasy®mericon™Food) の検討, 第 49 回全国衛生化学技術協議会年会講演集, 172-173, (2012).
- 12) 橋本博之, 本郷 猛, 中西希代子, 宮本文夫, 石井俊靖, 安達玲子, 稔山 浩, 手島玲子：特定原材料検査における海苔製品中のえび・かに DNA 検出法の検討（第 2 報）, 第 48 回全国衛生化学技術協議会年会講演集, 86-87 (2011).

Effect of Barley on Detection of Allergic Substances (Wheat) in Miso

Hiroshi ISSHIKI, Yuta TAKEKAWA, Katsuhiro HAYASHI, and Kyoko SHIMURA

Keywords : allergic substance, ELISA, wheat, barley, false-positive reaction, PCR

Recently in Mie Prefecture, when sampling of miso was performed to test for allergic substances (wheat) in accordance with the Food Sanitation Act, the screening test by enzyme-linked immunosorbent assay (ELISA) was positive but the confirmation test by polymerase chain reaction (PCR) assay was negative. According to a Notice of the Consumer Affairs Agency regarding the detection of allergic substances (wheat), screening by ELISA is performed first, followed by a confirmation test by PCR assay. Since the commercially available ELISA kit for wheat has cross-reactivity with barley, some kinds of miso that contain barley are likely test positive in screening for wheat. In the mandated confirmation test, however, only a PCR assay for specifically detecting wheat is presently used. Therefore, the assay is unable to determine what kinds of wheat and barley are responsible for the cross-reactivity. In the present study, miso purchased from a market and miso produced in the laboratory, which contained barley but not wheat, were used for DNA extraction and PCR testing using a primer for barley gene detection. The results show that, compared with the official method using an anion-exchange resin, DNeasy® *mericon*™ Food Kit (QIAGEN) was more suitable for screening miso for allergic substances (wheat). These findings implicate barley in the reported false-positive screening tests for wheat in miso.